

立川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 22 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 25 条第 3 項第 5 号及び第 7 号の規定による。

## 立川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

立川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年立川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(通勤手当)	(通勤手当)
第10条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。	第10条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。
(1) ……略……	(1) ……略……
(2) 通勤のため <u>自転車</u> その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「 <u>自転車等</u> 」という。）を使用することを常例とする職員（ <u>自転車等</u> を使用しなければ通勤することが困難であると規則で定める職員以外の職員であって、 <u>自転車等</u> を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び次号に掲げる職員を除く。）	(2) 通勤のため <u>自動車</u> その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「 <u>自動車等</u> 」という。）を使用することを常例とする職員（ <u>自動車等</u> を使用しなければ通勤することが困難であると規則で定める職員以外の職員であって、 <u>自動車等</u> を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び次号に掲げる職員を除く。）
(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、 <u>自転車等</u> を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は <u>自転車等</u> を使用しなければ通勤することが困難であると規則で定める職員以外の職員であって交通機関等を利用せず、かつ、 <u>自転車等</u> を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。）	(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、 <u>自動車等</u> を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は <u>自動車等</u> を使用しなければ通勤することが困難であると規則で定める職員以外の職員であって交通機関等を利用せず、かつ、 <u>自動車等</u> を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。）
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に定める額とする。	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。
(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したそ	(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したそ

の者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額をその者の支給対象期間につき前項各号に掲げる職員としての要件を満たすものとして手当が支給される月数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給月数を乗じて得た額

- (2) 前項第2号に掲げる職員 別表第3に掲げる自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額（再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額にその者の支給月数を乗じて得た額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額にその者の支給月数を乗じて得た額

3 ……略……

（管理職手当）

第10条の3 ……略……

2 管理職手当の額は、その職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない額の範囲内で規則で定める。

3 ……略……

（勤勉手当）

の者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、規則で定める額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 前項第2号に掲げる職員 別表第3に掲げる自動車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額（再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額

3 ……略……

（管理職手当）

第10条の3 ……略……

2 管理職手当の額は、その職員の受ける給料月額の100分の20を超えない範囲内で規則で定める。

3 ……略……

（勤勉手当）

<p>第24条の2 .....略.....</p> <p>2 勤勉手当の額は、次項に規定する勤勉手当基礎額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が市長の定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額を超えてはならない。</p> <p>(1)及び(2) .....略.....</p> <p>3～6 .....略.....</p> <p><u>(配偶者同行休業者及び育児休業者の給与)</u></p> <p>第26条 法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業（以下「配偶者同行休業等」という。）の承認を受けた職員には、配偶者同行休業等の期間中、給与を支給しない。</p> <p>2 第24条第1項前段に規定する基準日に配偶者同行休業等をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間があるものには、前項の規定にかかわらず、それぞれの基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>3 第24条の2第1項前段に規定する基準日に配偶者同行休業等をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間があるものには、第1項の規定にかかわらず、それぞれの基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>4 期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる在職期間には、配偶者同行休業等の期間は、期末手当についてはその期間の100分の50を、勤勉手当については当該全期間を含めないものとする。</p> <p><u>別表第3（第10条関係）</u></p>	<p>第24条の2 .....略.....</p> <p>2 勤勉手当の額は、次項に規定する勤勉手当基礎額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が市長の定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1)及び(2) .....略.....</p> <p>3～6 .....略.....</p> <p><u>(育児休業者の給与)</u></p> <p>第26条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定に基づき、育児休業の承認を受けた職員には、育児休業の期間中、給与を支給しない。</p> <p>2 第24条第1項前段に規定する基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間があるものには、前項の規定にかかわらず、それぞれの基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>3 第24条の2第1項前段に規定する基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間があるものには、第1項の規定にかかわらず、それぞれの基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>4 期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる在職期間には、育児休業の期間は、期末手当についてはその期間の100分の50を、勤勉手当については当該全期間を含めないものとする。</p> <p><u>別表第3（第10条関係）</u></p>
--	---

自転車等の片道の使用距離の区分	月額
5キロメートル未満	2,600
5キロメートル以上 10 キロメートル未満	3,000
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	5,000
15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	7,000
20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	9,000
25 キロメートル以上 35 キロメートル未満	11,000
35 キロメートル以上 45 キロメートル未満	13,000
45 キロメートル以上 55 キロメートル未満	14,000
55 キロメートル以上	15,000

交通用具の種類	片道の使用距離	月額
自動車（原付・二輪を含む。）	5キロメートル未満	2,500
	5キロメートル以上 10 キロメートル未満	4,100
	10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	6,500
	15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	8,900
	20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	11,300
	25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	13,700
	30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	16,100
	35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	18,500
	40 キロメートル以上	20,900
自転車	5キロメートル未満	2,500
	5キロメートル以上	4,100

## 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。